

次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全員の働きやすい環境をつくることによって、全ての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1.計画期間 平成 30 年 10 月 1 日から平成 35 年 9 月 30 日までの 5 年間

2.内容

目標 1：年次有給休暇の取得率を、一人当たり平均年間取得率 60%以上とする。

(対策)

- 平成 30 年 10 月 ～ 年次有給休暇を取得しやすい職場環境作り。
- 平成 32 年 4 月 ～ 年次有給休暇取得状況の取りまとめ。
- 平成 32 年 10 月 ～ 年次有給休暇の取得促進。

目標 2：産前産後休業や育児休業、育児休業給付金、育児休業中の社会保険料免除など制度の周知や情報提供を行なう。

(対策)

- 平成 30 年 10 月 ～ 制度の情報収集。
- 平成 31 年 4 月 ～ 管理職・対象者への制度の周知。

目標 3：学生向けインターンシップ受入れを拡大させ採用機会を確保する。

(対策)

- 平成 31 年 4 月 ～ 受入れを行なう事業部への説明・体制作り。
- 平成 32 年 4 月 ～ 関係機関・学校との連携を強化。